

# 委 員 会 報 告

## 予算決算審査

特別委員会

令和7年12月15日に委員会を開催し、付託された一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算4議案について、関係部課長から細部にわたり内容の説明を求め、慎重に審査した結果、本委員会としては、全議案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、浜岡中学校校舎改築工事に係る雨水排水対策に関する事務検査の結果は、次のとおりです。

(1)当時の資料と関係者の証言から明らかになったことは、当時の担当課長、担当課長補佐の2名は、調整池機能設置の必要性を認識していたものの、施工するには事業費総額の上限額を超える予算が必要となることから、令和2年5月12日に、当時の市長、副市長、教育長、教育部長を交えて協議したものと推察される。その結果、調整池工事を本体工事とは別工事と

し、施工時期は未定とすることを決定したものと推論される。

(2)市の土地利用指導要綱は、法令ではなく市の基本的な内部事務処理をするための内規であり、法的拘束力はないため、調整池機能を備えていない現状を違法か合法か判断することはできない。よって、本委員会としては、調整池機能を備えていない現状を土地利用指導要綱上「不適合」であると結論付ける。

(3)グラウンドの排水機能については、現状において、十分な排水機能が果たされていないため、関係者と協議の上、適切な排水対策を施工する必要があると結論付ける。

### 委員会における意見

(1)今回の事務検査においては不完全な文書が見られたため、決裁文書、報告文書、回覧文書の取り扱いについては、今後、明確なルールを作成し、全職員が共通認識のもとで事務執行するよう強く求める。

(2)過度な職員不足は、不適切な事務執行を助長する恐れがあるため、必要な職員数の確保と適正な配置に努めるよう強く求める。

(3)土地利用指導要綱については、条文の曖昧な表現を見直し、公共工事の適切な施工を徹底するよう強く求める。

(4)浜岡中学校校舎改築工事に伴う雨水排水対策については、今後の進捗状況を適時適切に議会へ報告するよう強く求める。

## 中長期計画共創

特別委員会

令和7年12月17日に委員会を開催し、企画政策課長から「第3次御前崎市総合計画」、都市整備課長から「御前崎市リノベーションまちづくり計画」について説明を受けました。

### 第3次御前崎市総合計画

#### 基本計画（案）

○基本計画の位置付け

「安心と希望を未来へつなぐ人が自然と共生するまち御前崎」の実現に向けて、目標年度（令和15年度）までの施策の方向性を示すもので、第2次総合計画の成果や課題、本市を取り巻く社会情勢を踏まえた令和8年度～令和11年度までの具体的な政策と施策とする。

○重点プロジェクトの構成

①ひとを育てるプロジェクト

人口減少・人口流出に対し、教育・子育て環境など若者の未来を考え、将来への可能性を感じられる「御前崎」を築く

②まちを整えるプロジェクト

甚大化する自然災害に対応でき、日々の生活利便性が向上し、より質の高い暮らしができる「御前崎」を築く

③しごとを創るプロジェクト

低炭化する地域経済に対し、地域特性を活かした活躍の場づくりにより、雇用の場や関係人口・交流人口を拡大し、経済が循環する「御前崎」を築く

御前崎市リノベーションまちづくり計画について

「住みやすい、暮らしやすい、使いやすい」まちをつくることを目的として将来にわたるハード面のまちづくりの指針及び計画を策定するもの。